

常滑市要綱第2号

とこなめ生活サポート商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月4日

常滑市長 伊藤辰矢

とこなめ生活サポート商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受ける市民及び市内事業者を支援するために実施する、とこなめ生活サポート商品券事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商品券 本事業において、前条の目的を達成するために市が配付する商品券をいう。

(2) 配付対象者 商品券の配付対象となる者で、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 令和8年3月1日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日において市の住民基本台帳に記録されていない者のうち、DV等を理由に市へ避難していることを市に申し出た者

(3) 特定取引 商品券を対価の弁済手段として使用することができる物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入又は借受け若しくは役務の提供に係る取引をいう。

(4) 取扱店舗 市内に常設店舗を有し、商品券の使用期間中に特定取引の弁済手段として商品券を受け取ること及び受け取った商品券の換金を申し出ることのできる市内事業者として、市に登録された者をいう。

(5) 商品券使用者 商品券を使用して、取引店舗との特定取引を行おうとする者をいう。

(6) 運営受任者 本事業の運営に係る事務の全部又は一部について、市長が委任する者をいう。

(商品券の配付等)

第3条 商品券の券面金額は、1枚当たり1,000円とする。

2 商品券の券種は、次の各号に定めるものとする。

(1) 共通券 全ての取扱店舗との特定取引に使用できる商品券をいう。

(2) 中小店舗券 次のアからウまでのいずれにも該当しない取扱店舗との特定取引に使用できる商品券をいう。

ア 店舗面積が1,000㎡以上であること。

イ アに該当する取扱店舗内のテナント又は専門店であること。

ウ 国内で5店舗以上展開されているチェーン店、フランチャイズ店又はボランタリーチェーン店であること。

3 配付対象者1人当たりの商品券の配付枚数は、前項第1号に規定する券種を4枚、前項第2号に規定する券種を3枚とする。

4 市は、配付対象者が基準日に属している世帯の世帯主宛てに、郵送により商品券を配付する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、別に定める方法により配付する。

(商品券の譲渡等)

第4条 配付対象者は、第三者との間において商品券の交換、譲渡、換金及び売買をしてはならない。ただし、自らの親族又は同居する者に対し、無償で交換又は譲渡する場合は、この限りでない。

2 配付対象者は、商品券を自らが定める代理人又は使用者に使用させることができる。

3 市は、配付対象者が商品券を紛失、破損又は汚損した場合においても、再発行又は返金を行わないものとする。

(商品券の使用期間)

第5条 商品券の使用期間は、令和8年6月1日から同年9月30日までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、期間を延長することができる。

(商品券の使用範囲等)

第6条 商品券は、次の各号に定める物品の購入又は借受け若しくは役務の提供に係る取引の対価の弁済手段として使用することができない。

(1) 不動産、自動車、金融商品等の資産性の高いもの

(2) たばこ等法律で定価以外の購入が禁じられているもの

(3) 金券、プリペイドカード、切手、切符等の換金性の高いもの

- (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課
 - (5) 公的医療保険及び公的介護保険の自己負担の支払
 - (6) 家賃・地代、月極駐車場代、手数料等の支払
 - (7) 仕入れ、備品購入等の事業上の取引
 - (8) その他市長が特に指定するもの
- 2 商品券使用者は、券面金額を確認できない程度まで汚損又は破損した商品券を特定取引の対価の弁済手段として使用することができない。
- 3 取扱店舗は、特定取引に使用される商品券の券面金額の合計がその対価を上回るときであっても、商品券使用者に対して当該上回った金額を、金銭、金券その他これに類するもので支払ってはならない。
- 4 商品券使用者は、特定取引で購入又は借受けをした物品若しくは提供を受けた役務について、返品又は返金を請求することができない。

(取扱店舗の募集等)

第7条 取扱店舗として登録を受けようとする市内事業者は、取扱店舗募集要項（以下「募集要項」という。）に定める方法により市長に申請するものとする。この場合において、特定取引を希望する店舗又は事業所を市内に複数有する場合は、それぞれにつき取扱店舗としての登録を申請しなければならない。

- 2 運営受任者その他市長が認める企業及び団体は、市内事業者を代理して前項の申請を行うことができる。
- 3 市内事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱店舗としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業等を行っているとき。
 - (2) 宗教的活動又は政治的活動を行っている団体が経営しているとき。
 - (3) 公序良俗に反する営業を行っているとき。
 - (4) 市税の滞納があるとき。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」と総称する。）が、経営又は経営への関与をしているとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (7) その他市長が適当でないと認めるとき。

4 市長は、申請のあった店舗又は事業所を審査のうえ、取扱店舗として登録する場合は、取扱店舗登録証明書（別記様式）を交付する。

5 市長は、取扱店舗の募集により取得した情報を、本事業に必要な範囲で、運営受任者に提供することができる。

（取扱店舗の責務）

第8条 取扱店舗は、特定取引において適切に使われる商品券の受取を正当な理由なく拒んではならない。

2 取扱店舗は、市及び運営受任者と適切な連携体制を構築するとともに、本要綱及び募集要項を遵守しなければならない。

3 取扱店舗は、特定取引で受け取った商品券を自らが行う取引に再使用してはならない。

4 取扱店舗は、特定取引で受け取った商品券を交換、譲渡又は売買してはならない。

5 取扱店舗は、特定取引以外の原因により、第三者から商品券を譲受してはならない。

6 市長は、取扱店舗が本要綱又は募集要項に反する行為を行ったときは、取扱店舗としての登録を取り消すことができる。

（商品券の換金等）

第9条 市長は、取扱店舗に対し、商品券の使用期間内に特定取引の対価として受け取った商品券の枚数に1,000円を乗じた金額を支払うものとする。

2 取扱店舗による商品券の換金手続については、市長が別に定める。

（事業に関する周知等）

第10条 市長は、本事業の実施に際し、事業の概要、使用方法等を、広報その他の方法により市民及び市内事業者に周知する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月4日から施行する。